

## 相模原市告示第491号

### 相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年11月14日

相模原市長 本村 賢太郎

#### 1 都市計画の種類

相模原都市計画生産緑地地区

#### 2 都市計画を定める土地の区域

##### （1）追加する部分

相模原市中央区青葉三丁目地内

##### （2）削除する部分

相模原市緑区広田及び中央区陽光台三丁目地内

##### （3）変更する部分

相模原市緑区相原四丁目、相原五丁目、大島、上九沢、下九沢、二本松一丁目及び町屋四丁目、中央区上溝、上溝七丁目、田名、東淵野辺三丁目、淵野辺本町五丁目、宮下本町一丁目及び陽光台六丁目、南区磯部、鵜野森二丁目、古淵一丁目、新戸、西大沼三丁目及び東大沼三丁目地内

#### 3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課